

日程第18 請願第7号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について と、日程第19 請願第8号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について

○議長（岡 弘悟君）日程第18 請願第7号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について と、日程第19 請願第8号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について の2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）それでは、去る9月14日の本会議において本委員会に付託された、請願第7号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について と、それから、請願第8号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について を審査するため、9月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下、その概要を報告いたします。

請願第7号の趣旨は、民間事業者が中道区内において新たな産業廃棄物の安定型最終処分場の設置を計画しているが、現在、この計画地に隣接する彦谷区内の複数の産業廃棄物処分場へは、通学路でもある学文路地域内の国道370号、371号を大型車両が通り産業廃棄物が搬入されている。さらなる処分場の設置を阻止することで、当該道路が「産廃搬入銀

座通り」となることを防ぎ、自然環境及び生活環境を守るため、県知事に対し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう求める意見書の提出を求めるものである。

また、請願第8号の趣旨は、請願第7号と同様、中道区内における民間事業者による産業廃棄物安定型最終処分場の設置計画について、さらなる処分場の設置を阻止することで、周辺山林が、いわゆる産廃銀座となることを防ぎ、自然環境及び生活環境を守るため、県知事に対し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう求める意見書の提出を求めるものである。

両請願について、委員からは質疑、意見等はありませんでした。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。2件一括して行います。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第7号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について と、請願第8号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書の提出を求める請願について の2件を一括して採決いたします。

委員長報告はいずれも採択であります。

本請願 2 件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、本請願 2 件は委員長報告のとおり採択されました。